

大島小松川公園マネジメントプラン

大島小松川公園の管理運営、整備等の取組方針

平成27年3月

東京都建設局

目次

はじめに	47-3
I 大島小松川公園の基礎的事項	47-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 大島小松川公園の開園概要	47-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 大島小松川公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	47-7
2 取組方針	47-8
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
IV 図面・写真	47-16
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
大島小松川公園の現況写真	
<資料編>	47-21
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 大島小松川公園に関する資料	



はじめに

「大島小松川公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびに過去 8 年間の本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 大島小松川公園の基礎的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名称 東京都市計画公園第5・5・32号大島・小松川公園
- ・位置 江戸川区小松川一丁目地内、
江東区大島九丁目地内
- ・面積 25.1ha
- ・種別 総合公園
- ・決定告示 (当初) 昭和50年8月15日 東京都告示第829号
(最終) 平成11年4月13日 東京都告示第542号

(2) 大島小松川公園の基本的な性格・役割

大島小松川公園は、市街地再開発事業により整備された公園である。公園は旧中川を境に江東・江戸川の2区にまたがり、また河川や道路によって7つの地区に分割されているが、最大の地区(自由の広場)と西側の地区(スポーツ広場)は2つの橋梁により結ばれている。公園の東を流れる荒川右岸では江戸川区による小松川千本桜の緑地整備が進んでおり、公園との一体化が図られている。避難機能の確保の面から施設や植栽の面積は比較的少ないが、スポーツ広場には野球場(兼小サッカー場)やテニスコートがあり人気が高い。

なお、防災面においては、東京都地域防災計画及び江戸川区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

2 過去の取組の成果等

当初「大島小松川公園マネジメントプラン(H18)」における重点目標に係る過去8年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○避難場所・拠点として災害時における公園の有効活用

防災トイレや入口表示灯など、防災施設の整備により、防災拠点としての機能が向上した。また、地域の総合防災訓練の会場として効果的な訓練実施に貢献することにより、地元区や警察署・消防署等との連携が図られた。

○スポーツレクリエーションの活性化

施設利用時間外を利用した少年野球教室の開催など、利用者サービスの向上とスポーツ施設の有効活用がなされた。また、ベアフットランニングイベント、親子で速くなるかけっこ教室の開催など、利用者ニーズを捉えた事業の実施により、スポーツレクリエーションの活性化が図られた。

○地域との協働による公園づくり

大花壇、小花壇の花壇ボランティア活動が活発に行われ、地域との協働が進んだ。

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・ 2020 年オリンピック・パラリンピックの東京開催決定
- ・ 平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生
- ・ 生物多様性条約締結国会議の平成 22 年日本開催など、地球環境への意識の高まり
- ・ 少子高齢化の進行による利用形態の変化

(2) 関連する行政計画等

- ・ 東京都公園審議会答申（平成 2 年 1 月）
- ・ パークマネジメントマスタープラン（平成 27 年 3 月）
- ・ 都市計画公園緑地の整備方針（改定）（平成 23 年 12 月）
- ・ 緑の新戦略ガイドライン（平成 18 年 1 月）
- ・ 東京都長期ビジョン（平成 26 年 12 月）
- ・ 東京都地域防災計画（平成 26 年 7 月）
- ・ 江戸川区地域防災計画（平成 25 年）
- ・ 東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 26 年 3 月）

Ⅱ 大島小松川公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名称 都立大島小松川公園（おおじまこまつがわこうえん）
開園日 平成9年8月1日
開園面積 249,282.77 m²（平成26年10月1日現在）
公園種別 総合公園
所在地 江東区大島九丁目、江戸川区小松川一丁目
アクセス 都営地下鉄新宿線「東大島」

(2) 主な公園施設

スポーツ広場、テニスコート（4面、照明）、小野球場（3面、照明2面）、小サッカー場（1面、照明）、自由の広場（アスレチック広場、バーベキュー広場）、わんさか広場、季節の広場、風の広場（芝生の丘、展望の丘、旧小松川閘門）、少年運動広場、駐車場（有料・24時間）

2 利用状況等

(1) 利用概況

野球場やテニスコートは休日利用が多く、テニスコートは平日の利用も多い。広場については、地域による利用が多く、幼稚園・保育園の園外保育の場としても利用されている。また、駅に近いことから、通勤コースの一部としての通過利用もみられる。

(2) 利用者動向（推計値）

25年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 (人)	86,297	100,905	82,851	59,029	52,541	56,355
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
819,362	80,632	72,244	60,417	53,728	40,775	73,588

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

1団体・10名弱が、花壇の維持管理などを行っている。

(4) 主な催し物開催状況（平成25年度実績は資料編参照）

「七夕飾り（幼稚園児主体の笹飾り）」「小松川千本桜まつり」などが行われた。

Ⅲ 大島小松川公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、防災訓練など災害発生を想定した取組や、非常用の発電設備等の導入による防災関連施設の更なる機能強化・充実を図る。

- ・東京都地域防災計画による指定
避難場所（全域）
- ・江戸川区地域防災計画による指定
避難場所（全域）

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

■目標2：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、スポーツ活動の機運を盛り上げ、都民の健康づくりを進めるため、運動施設や広場を活用した多様なイベント等を開催していく。

◎主な取組確認項目：スポーツによる健康づくりの取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・自由の広場のあるゾーン
休憩や軽スポーツ、野外イベントなど多目的な利用に対応していく。
- ・風の広場のあるゾーン
小高い芝生の丘であり、休憩や健康器具の利用等に対応していく。
- ・わんさか広場のあるゾーン
休憩や軽スポーツ、野外イベントなど多目的な利用に対応していく。
- ・少年運動広場（江東区管理）のあるゾーン
運営主体が異なることから、接続部の管理など、双方が連携して行っていく。

B：遊具広場ゾーン

- ・アスレチック広場のあるゾーン
各種大型アスレチック遊具が配置されており、子どもの遊び場として安全で快適に利用できるよう対応していく。

E：休息・散策ゾーン

- ・自由の広場外周のゾーン
快適な緑陰の中での散策などの利用に対応していく。
- ・風の広場斜面の雑木林ゾーン
下町にあって里山風の景色が形成されており、貴重な地域の緑空間として良好な景観を維持していく。また、荒川や旧中川の河川環境整備にあわせ、周辺の水辺景観が眺望できる植栽管理を行っていく。

G：スポーツゾーン

- ・多様な運動施設のあるゾーン
テニスコート（4面）、野球場（2面）、サッカー場兼小野球場（1面）があり、有料施設として、安全で快適に利用できるよう対応していく。

I：修景ゾーン

- ・高層住宅地の間に設けられた緑地帯のゾーン
日常の憩いや小休憩、地域のイベントなどの利用に対応していく。

M：駐車場ゾーン

- ・駐車場のあるゾーン。
案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも対応していく。

N：管理ヤードゾーン

- ・管理ヤードのあるゾーン
植栽管理に伴うチップ化作業やゴミ集積所など管理作業が良好に行え、利用者と競合が起こらないようにするため、近接や動線に配慮する。

Q：外縁部ゾーン

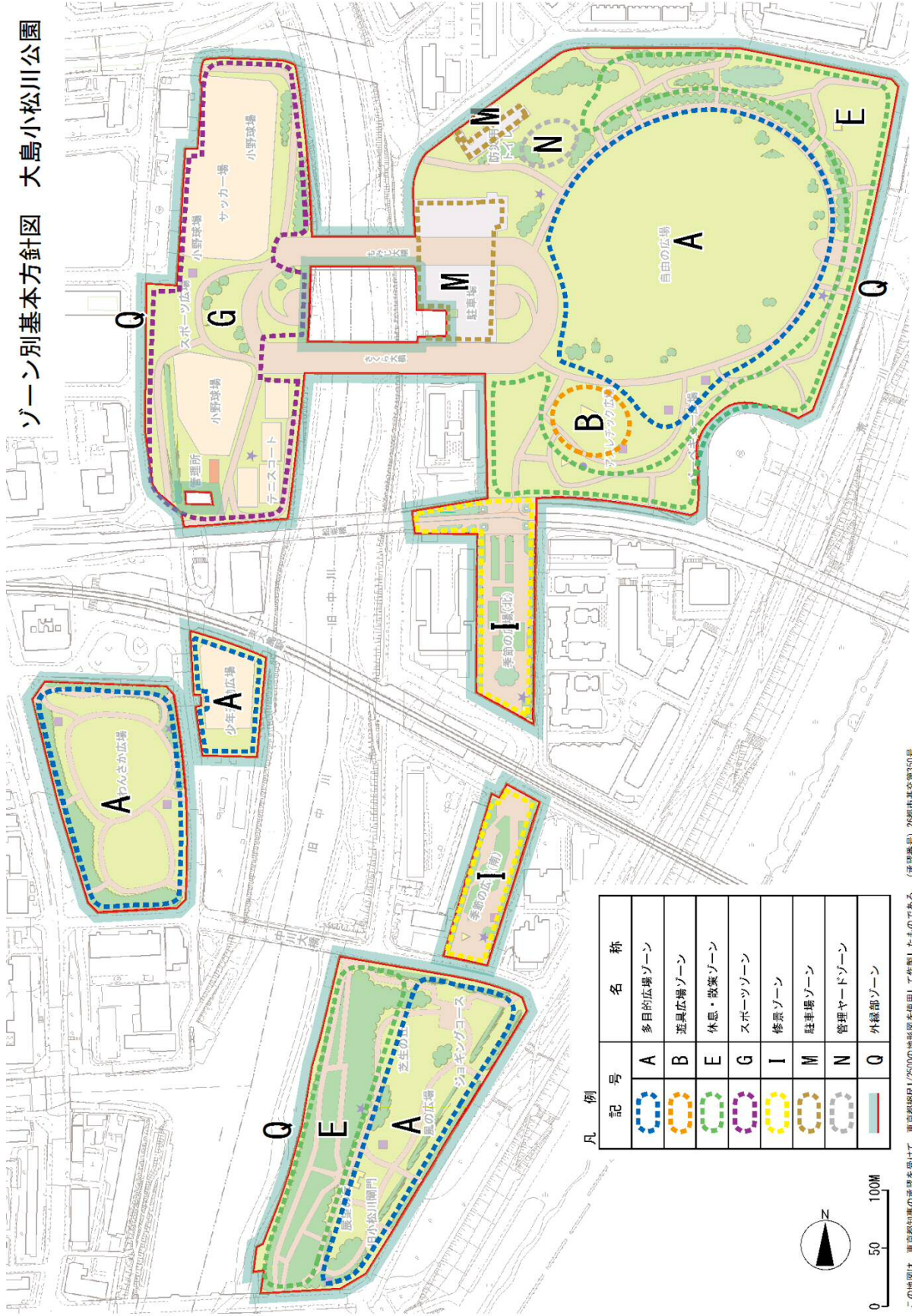
- ・民有地等や公道に接する公園外縁部
本公園の外縁部で、幹線道路に面する所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図り、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などに対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分を下表のように定めた。
したがって、該当するゾーンがない場合には、そのゾーンの記載がない。

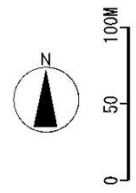
記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	(庭園関係)	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 大島小松川公園



凡例

記号	名称
	多目的広場ゾーン
	遊具広場ゾーン
	休憩・散策ゾーン
	スポーツゾーン
	修景ゾーン
	駐車場ゾーン
	管理ヤードゾーン
	外縁部ゾーン



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都調剤R1/2500の地形図を使用して制作したものである。(承認番号) 26都基基交第350号

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるためには、適正な維持管理により、公園施設の機能を確保する。

そのためには、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等通じて、樹木や施設の異常を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。また、防災トイレなどの防災関連施設は、発災時に円滑に使用できるよう、日頃から点検等を行っていく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

①環境条件に応じた生育管理

本公園は、ブロック毎にそれぞれ特徴的な植栽や施設、利用形態があることをふまえた維持管理を行っていく。特に、少年運動広場など、人工地盤上の植物管理には留意する。

②六価クロム対策

一部の公園区域に埋蔵されている六価クロムについては、「都立大島小松川公園引継ぎに伴う六価クロム鉍さい処理施設の管理方針」に基づき適正かつ安全に管理する。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展などにより、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、適正な管理を行う。

③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、公園の魅力を発信し、公園利用の促進を図る。

2) 本公園の運営管理における留意事項

① スポーツ等による健康づくり

野球場やサッカー場、テニスコート、自由の広場などの運動施設や広場を活用した、緑の中で子供から高齢者まで誰もが気軽に参加できる多様なイベントの開催などにより、都民の健康づくりの場を提供するとともに、東京でのオリンピック・パラリンピック開催に向けたスポーツの機運を盛り上げていく。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故の発生に際し、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるように、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備

3) 蚊媒介感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

①災害時対応のための整備

災害時対応のための機能強化・充実に向け、非常用の発電設備等の防災関連施設の計画的な整備を行う。

②誰もが利用しやすい公園の整備

バリアフリーやユニバーサルデザイン、多言語表記のための計画的な整備を行う。

IV 図面・写真

現況平面図 大島小松川公園



周辺土地利用図（空中写真）

大島小松川公園

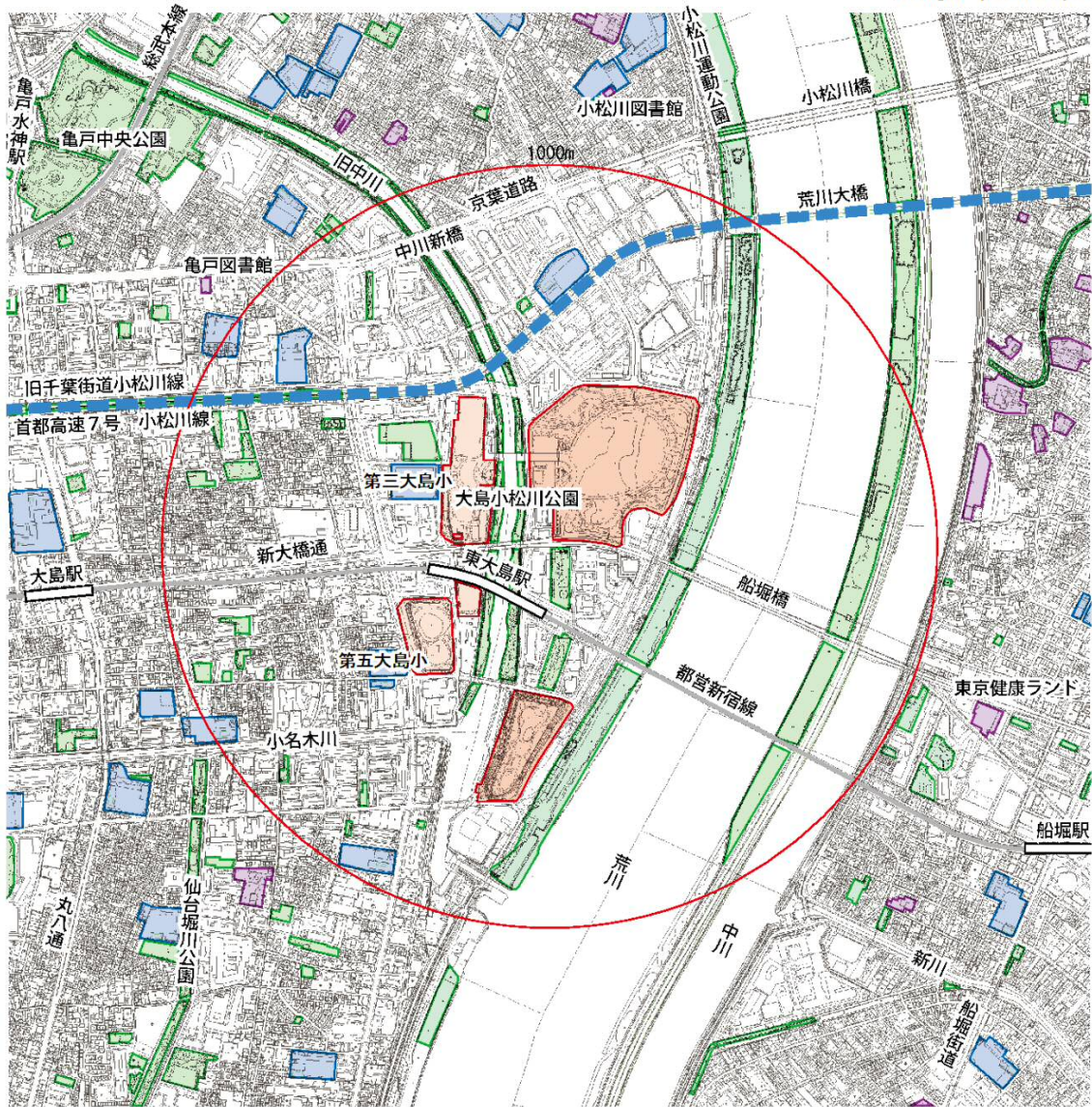


- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

平成26年3月撮影

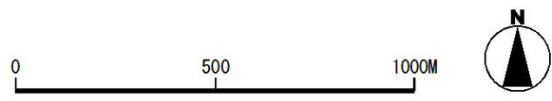
周辺土地利用図（地図）

大島小松川公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



大島小松川公園の現況写真 【平成 26 年 12 月撮影】

①自由の広場



⑤季節の広場（北）



②アスレチック広場



⑥季節の広場・シンボルツリー



③バーベキュー広場



⑦季節の広場（南）



④小花壇



⑧風の広場・芝生の丘



⑨風の広場・旧小松川閘門



⑬スポーツ広場・テニスコート



⑩風の広場・展望の丘



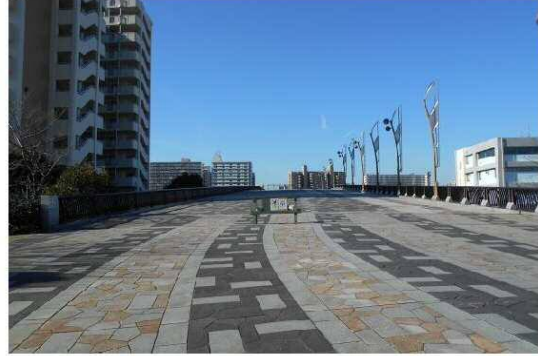
⑭大島小松川A・小野球場・サッカー場



⑪わんさか広場



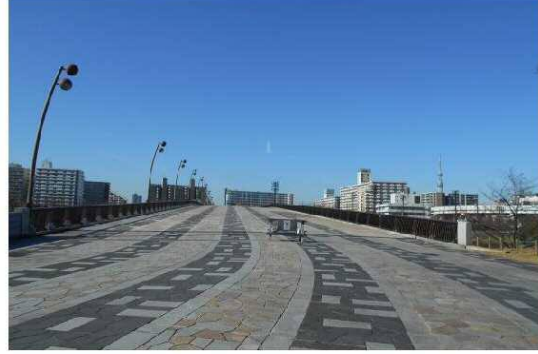
⑮さくら大橋



⑫スポーツ広場・大島小松川B小野球場



⑯もみじ大橋



<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

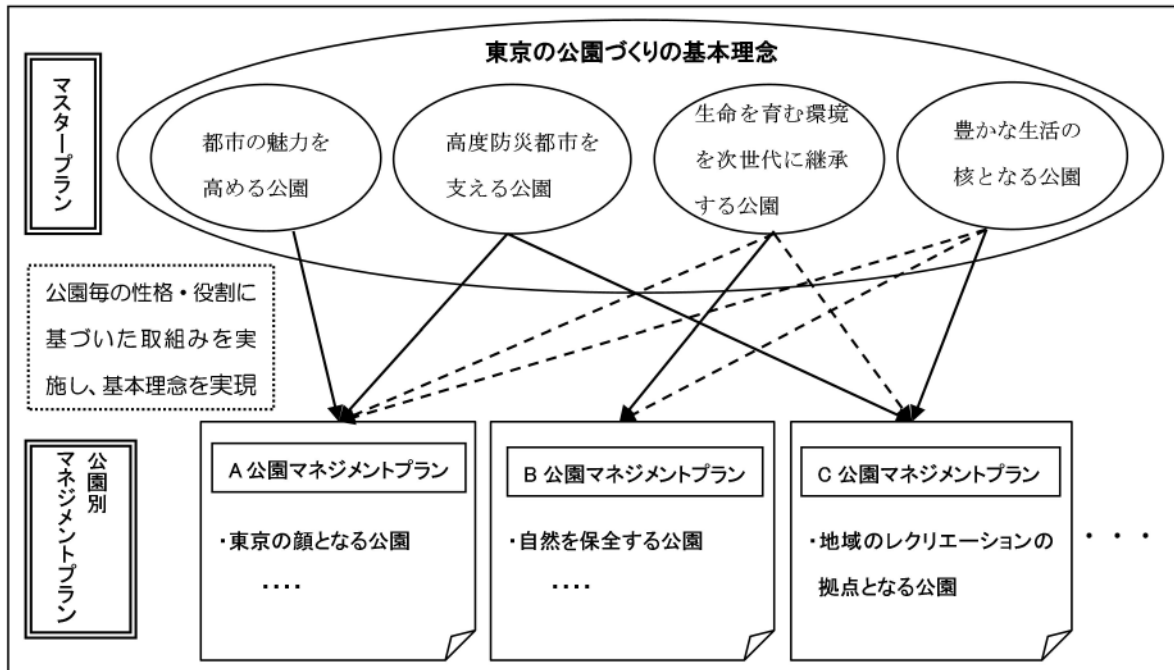
- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを下表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、大島小松川公園が担うことになるプログラムには◎を、大島小松川公園が関係するプログラムには○を付した。

基本理念	プロジェクト	プログラム		
基本理念1 都市の魅力 を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(1)東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	
		(2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備	オリンピック・パラリンピック競技会場等が配置される公園の整備 オリンピック・パラリンピックのレガシーとなる公園の整備	
		(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、無料Wi-Fi利用環境等の充実	◎ ◎
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	(1)庭園・植物園・動物園での「おもてなし」	文化財庭園での伝統文化による「おもてなし」	
			東京の日本庭園の連携による魅力の発信 植物園・動物園での「おもてなし」	
			国内外からのお客様への案内機能の強化	
		(2)文化財庭園の保全・再生	文化財庭園の施設の復元・修復 風格ある庭園景観の保全	
	(3)植物園・動物園の再生	植物園・動物園の再生		
	(4)動植物の交換や技術支援を通じた都市外交	動植物の交換や技術支援を通じた都市外交		
	プロジェクト3 公園の多機能利用と民間の活力導入促進プロジェクト	(1)公園の多機能利用、民間ノウハウ等を活かした施設づくり	公園の多機能利用と官民連携によるにぎわいの創出	
			民間のノウハウ等を活かした魅力ある施設づくり 広告掲示を認めることによる民間資金の導入	
		(2)規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	
(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○		
基本理念2 高度防災都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実 非常用発電設備の導入	◎ ◎
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
		(3)公園内の建築物、街路樹の災害対策	公園等の建築物の耐震化 街路樹防災機能の強化	
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復	ホームレスの自立支援と公園機能の回復	
(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化 公園施設の適切な点検と維持・更新 環境負荷の少ない公園づくり	○ ○ ○		

基本理念	プロジェクト		プログラム		
基本理念3 生命を育む環境を次世代に継承する公園	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、 街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成 既存公園の再生整備 緑の拠点をつなぐ街路樹の充実		
		(2)多様な主体と連携した緑のネットワークの形成	道路・河川との連携による公園整備の推進 都心部等における緑のネットワーク形成の推進		
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出 公園内の動植物の保全・育成活動の充実		
		(2)動植物園・水族園での野生動植物の保護増殖、普及啓発	植物多様性センターにおける保護増殖 ズーストック計画の推進		
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実 多摩の森林の大切さを公園でアピール	○	
		(2)自然とのふれあいの場としての丘陵地の公園緑地づくり	里山の環境を守る丘陵地公園の整備 自然の保全・回復に向けた雑木林の更新	○	
	基本理念4 豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
			(2)公園の魅力発掘事業の展開	ヘブンアーティスト、野外劇などへの場の提供	
				ライトアップ、大規模花壇による魅力の創出 公園利用のアイデア募集	○ ○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり 公園でのスポーツによる健康づくり	○ ◎	
プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト		(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	○	
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施 都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○ ○	
	(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	○		
		鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進 広域連携による丘陵地等の総合的な保全・利活用	○ ○		
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○			

- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



資料2 大島小松川公園に関する資料

(1) 公園の沿革

昭和 44 年 11 月 1969 年	「江東再開発基本構想」が策定
昭和 50 年 8 月 1975 年	亀戸・大島・小松川地区市街地再開発事業決定 東京都告示第 829 号大島・小松川公園として都市計画決定
平成 4 年 1992 年	季節の広場、風の広場を暫定開放
平成 9 年 4 月 1997 年	わんさか広場の一部を暫定開放
平成 9 年 8 月 1997 年	開園。スポーツ広場の一部を暫定開放
平成 10 年 6 月 1998 年	兼用球戯場をオープン
平成 11 年 4 月 1999 年	東京都告示第 542 号により、都市計画決定
平成 12 年 7 月 2000 年	アスレチック広場をオープン
平成 13 年 4・6 月 2001 年	自由の広場、駐車場、バーベキュー広場をオープン
平成 18 年 3 月 2006 年	追加開園 194,556.45 m ²

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・当公園は江東デルタ地帯の東端部に位置し、公園の東側には荒川が流れている。荒川堤防上は、江戸川区により「小松川千本桜」として整備され、当公園との一体的なイメージが形成されている。
- ・当公園は区境となる旧中川を挟んで、江東区（西側）と江戸川区（東側）にまたがり、その両区でさらに複数（7つ）のエリアに分断される複雑な形状の公園形態となっている。旧中川は分断されているエリアを結ぶ軸として重要な位置にある。（河岸緑地として整備が進められている）。
- ・区域は概ね人工地盤ないし盛土造成により周辺地盤より数 m 高くなっているが、避難場所としての機能上、個別のエリアごとではほぼ平坦な地形となっている。
- ・公園を含む一帯の土地は防災市街地再開発事業により、更地として造成されており、河川区域以外では公園を含め在来の自然的要素は残されていない。
- ・東側の江戸川区の北及び南のエリアは荒川と旧中川に挟まれる中州状の敷地で空間的な広がり感がある。

2) 社会的環境

- ・当公園周辺は第 1 種住居地域と準工業地域となっており、公園を含む周辺一帯の区域は防災市街地再開発区域に指定されている。
- ・当公園の北部及び西部側は、中高層・高層の不燃あるいは耐火構造の住棟が連続的に配置され、類焼遮断帯として避難地の安全性を確保している。住宅の居住者による公園利用の頻度は高く、また、ボランティア活動への関心も高い。

- ・江東区側は都営新宿線東大島駅が至近の最寄駅で、駅を挟んで北側は「スポーツ広場」、南側は「わんさか広場」等が配置されている。
- ・江戸川区側では東大島駅北側に最大のエリア「自由の広場」が配され、これに隣接して駅を挟んで緑道的に整備された「季節の広場（北および南）」があり、この南側には8m程度に高盛土された「風の広場」のエリアが配置されている。
- ・風の広場およびわんさか広場の地下には「六価クロム」が埋設処理されている。

(3) 園内のトピックス

①スポーツ広場

4面あるテニスコートは各コートが独立していてグループごとの利用に適しているほか、小野球場や小サッカー場が設置され、各種競技に利用されている。

②アスレチック広場

大型の複合遊具で、子どもたちの遊び場として人気の場所である。バーベキュー広場と隣接しているため、バーベキュー広場と合わせて利用されることも多い。

③バーベキュー広場

バーベキューコーナーは、春秋の土日祝日は特に利用が多い。

④さくら大橋、もみじ大橋

中川で分断されているスポーツ広場と自由の広場を結ぶために、また避難路の機能を持った二つの連絡橋が架けられていて、当公園のシンボルとなっている。

⑤旧小松川閘門

「風の広場」区域の一部に国史跡として保存・展示されている。

⑥ワイルドフラワー花壇

ボランティアの活動により維持管理されている。

(4) 利用状況等データ

1) 有料施設の利用状況

・運動施設

年間使用率 (%)

施設名		25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	
A 野 球 (小)	昼 間	平	18.0	18.0	19.1	18.6	23.1
		休	90.8	90.8	86.0	95.9	96.1
	夜 間	平	39.6	36.0	30.5	36.6	36.8
		休	40.1	44.3	37.4	48.0	59.9
テニス (人工 芝)	昼 間	平	59.5	54.8	65.0	51.7	61.8
		休	97.3	98.0	98.7	98.9	97.9
	夜 間	平	73.0	71.1	80.6	80.6	78.6
		休	96.0	95.5	92.6	95.7	92.4
サッカー(小)	昼 間	平	16.0	18.6	24.3	19.5	21.2
		休	70.3	75.1	79.9	77.7	71.6
	夜 間	平	50.3	58.3	80.7	66.7	63.6
		休	43.1	43.8	59.6	64.9	48.8
B 野 球 (小)	昼 間	平	22.0	21.8	26.9	-	-
		休	96.2	95.9	97.9	-	-
	夜 間	平	37.8	48.6	54.7	-	-
		休	39.4	40.0	45.2	-	-

注) 平：平日、休：土日祝日

2) 公園占用の状況

(件)

項目	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
写真撮影	9	13	23	15	17
映画等の撮影	23	21	28	8	13
その他	384	388	381	377	391

3) 主な催し物(平成25年度実施分)

・指定管理者による催し

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベ ント	1	七夕飾り	7月	80
	2	どんぐりイベント	10月	—
自主 事業	1	野球教室	通年	200/回
	2	裸足運動会	10月	21
	3	クリスマスイベント	12月	300

・指定管理者以外による催し

その他	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
そ 他	1	小松川千本桜まつり	3月	—
	2	東京30K冬大会	1月	—

4) 主な活動団体(平成25年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
花の和会	花壇維持管理	6